



令和7年2月

長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案

令和7年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

第 1 号	令和7年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案	1
第 2 号	令和6年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案	3
第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	4

第 1 号

令和 7 年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案

令和 7 年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ206,284 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		199,988
	1 負担金	199,988
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰入金		1,200
	1 基金繰入金	1,200
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		5,081
	1 預金利子	20
	2 雑入	5,061
歳 入 合 計		206,284

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		310
	1 議会費	310
2 総務費		205,474
	1 総務管理費	60
	2 徴税費	204,765
	3 選挙費	100
	4 監査委員費	286
	5 行政不服審査会費	263
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		206,284

第 2 号

令和6年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案

令和6年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,922千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203,707千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	189,917	△ 4,800	185,117
	1 負担金	189,917	△ 4,800	185,117
3	繰入金	13,616	△ 6,316	7,300
	1 基金繰入金	13,616	△ 6,316	7,300
4	繰越金	10	5,194	5,204
	1 繰越金	10	5,194	5,204
5	諸収入	5,081	1,000	6,081
	1 雑入	5,061	1,000	6,061
歳 入 合 計		208,629	△ 4,922	203,707

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	201,206	△ 4,922	203,790
	1 総務管理費	60	2,593	2,653
	2 徴税費	206,996	△ 7,515	199,481
歳 出 合 計		208,629	△ 4,922	203,707

第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月6日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿部 守一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長野県地方税滞納整理機構個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 長野県地方税滞納整理機構個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例（令和2年長野県地方税滞納整理機構条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規

定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。